

# 「地域未来投資促進法」に基づく 設備投資減税をご活用ください

富山県では、「富山県地域未来投資促進計画（基本計画）」を策定しており、**促進区域内**で、**対象とする分野**において、**先進性のある事業**を行う場合、**工事着手・設備取得前に「地域経済牽引事業計画」**を作成し知事の承認および国の確認を受けることにより、税制上の優遇措置等の各種支援措置を利用できます。

## 支援1 国税（法人税）の減税

### ●適用要件

- ・総投資額が2000万円以上
- ・前年度の減価償却費の10%を超える設備投資であること

※対象資産の取得価格の合計額のうち、80億円／事業を限度とする

※2021年3月31日までに取得するもの

※次の要件のいずれにも該当しない大企業は適用外

- ①継続雇用者給与等支給額が前事業年度を超えること
  - ②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の1割を超えること
- ただし、当期の所得金額が前期の所得金額以下の場合は対象外とする

### ●優遇措置

税額控除もしくは特別償却により、設備投資を行った初年度の法人税負担を軽減

【機械・装置、器具・備品】

前事業年度付加価値額 $\geq$ 前々事業年度付加価値額 $\times 108\%$ を満たす場合は、**特別償却50%または税額控除5%**

### ●課税免除等の額

【機械・装置、器具・備品】特別償却40%または税額控除4%

【建物・附属設備・構築物】特別償却20%または税額控除2%

## 支援2 地方税（不動産取得税・固定資産税）の減免

### ●適用要件

**家屋・構築物、土地の取得価格の合計が1億円超**

※土地・家屋・構築物については、**2022年9月28日までに取得するもの**

※土地については、**取得日から1年以内に家屋又は構築物の建設に着手するもの**

### ●優遇措置

**県税**：不動産取得税の課税免除〔家屋・土地〕

**市町村税**：固定資産税の課税免除又は課税免除相当額の助成等  
〔家屋・構築物・土地〕 ※市町村によって制度が異なります。

### ●課税免除等の額

【家屋・構築物】対象部分に対する税額

【土地】家屋または構築物の対象部分の水平投影面積相当分に対する税額

## 支援3 工場立地法の特例

### ●適用要件

市町村が条例で定める工場立地特例対象区域での立地

### ●優遇措置

緑地面積・環境施設面積率を引き下げ（周辺環境によって5～20%）

## 支援 4 日本政策金融公庫の制度融資

### ● 融資対象者

承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って事業を行うかた

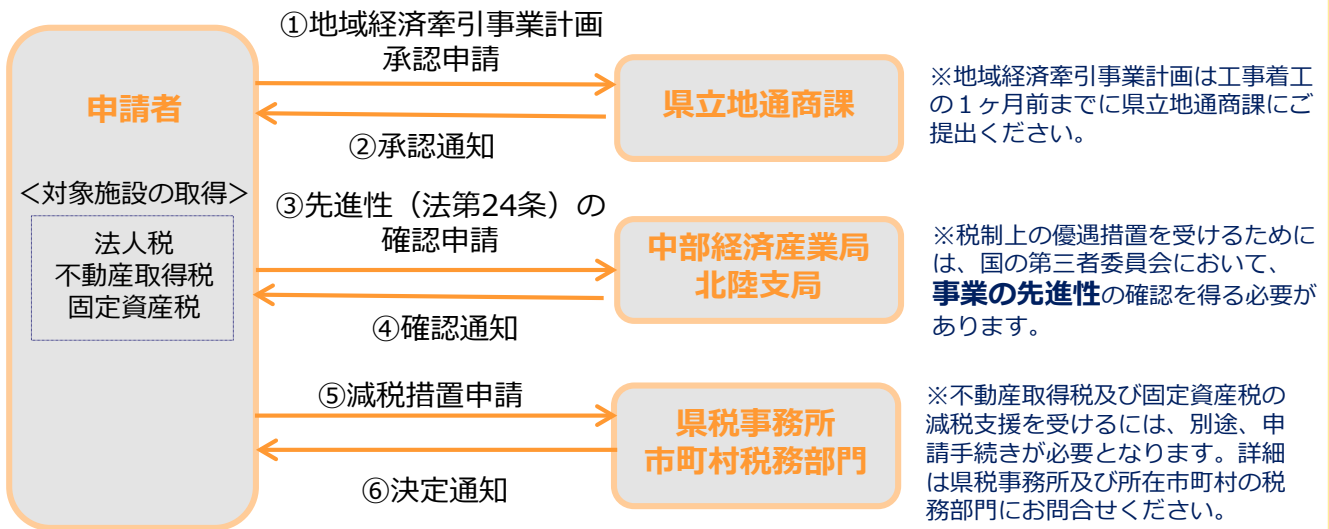
### ● 資金使途

承認地域経済牽引計画に従って事業を行うために必要な設備資金等

### ● 問合せ先

制度の詳細・融資等のご相談は、(株)日本政策金融公庫にお問合せください。  
 富山支店 (国民生活事業) 076-431-1191 / (中小企業事業) 076-442-2483  
 高岡支店 0766-25-1171

## 申請手続 (地域経済牽引事業計画の承認～減税支援を受けるまで)



## 対象分野

### ① 医薬品関連産業

医薬品製造業 (原薬、中間体等を含む)、分析センター、治験支援機関、滅菌施設、研究機関、医薬品関連製造業 (容器、包装、資材、製薬機械、充填・包装機械など)、医療機器製造業、医薬部外品・化粧品・ヘルスケア関連製造業

### ② 電子デバイス関連産業

電子部品製造業、電子材料・部材・電池材料など製造業、電子部品等製造装置及びその部品

### ③ 高度技術等を活用したものづくり産業

繊維工業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業 (土石製品) 製造業 (ファインセラミック、シリコン、SiCなど)、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具の製造工場、研究開発・設計・試験拠点

### ④ クリエイティブ産業

工業などデザイン拠点、モックアップ等製造拠点、繊維・衣服製造拠点、展示・体験・直販施設、映像コンテンツ拠点

### ⑤ 情報通信技術関連産業

コンタクトセンター、シェアードサービスセンター、ソフトウェア開発拠点、回路設計拠点、IoTを活用する商品開発・生産様式改善のための投資

### ⑥ 食料品・飲料製造関連産業

食料品・飲料製造業

### ⑦ 物流関連産業

伏木富山港 (定期航路) の利用拡大に資する物流施設、医薬品等の専用共同倉庫、農産物等の輸出倉庫 (検疫等の業務を行うなど機能のあるもの)